

第1章 計画の概要

1 計画の目的・背景

子どもとその家庭を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化をはじめ、地域社会や就労環境等により大きく変化しており、子どもとその家庭におけるニーズも多様化・複雑化しています。

また、わが国では、出生数の減少に伴う少子化が進んでいる一方、高齢化が急速に進行し、少子・高齢化社会となっています。少子・高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国では少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育てに関する支援制度が構築されました。

本町においては、これらの法律を踏まえ、平成27年3月に「大洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を地域全体で支える社会づくりを目指してきました。

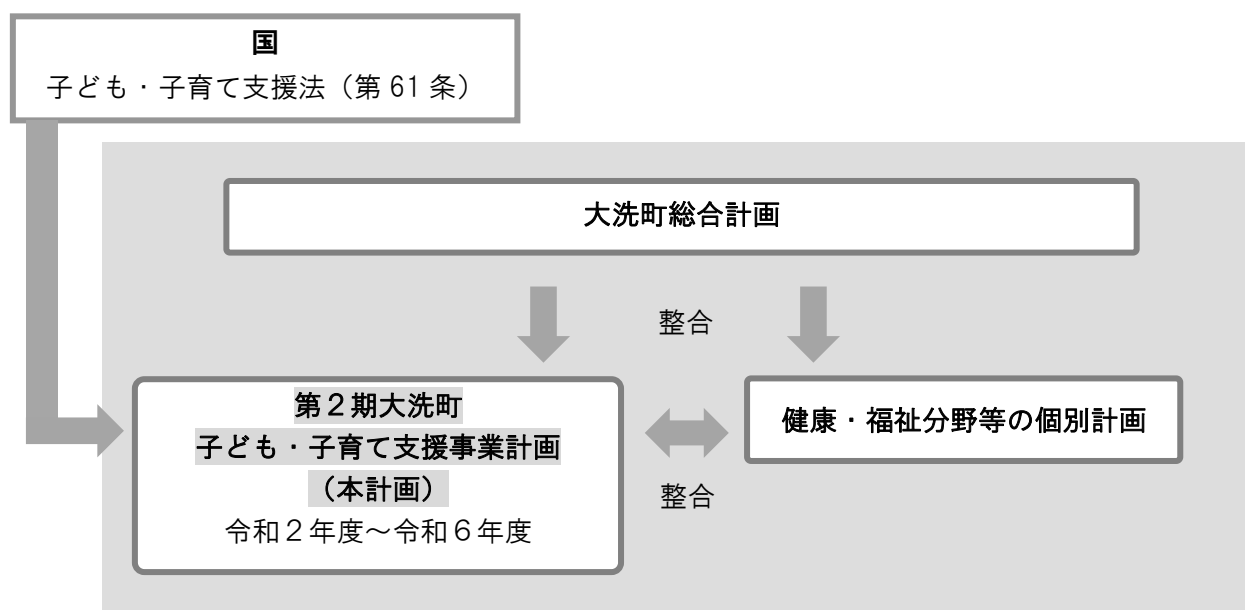
この度、「大洗町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」の計画期間が終了となることから、国の動向及び第1期計画における成果と課題を検証・分析し、引き続き子ども・子育て支援制度を踏まえながら、子育て施策を推進するために「第2期大洗町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条から第14条における地方公共団体が行う支援について、本町の施策を盛り込んだものです。

なお、本計画の策定にあたっては町の最上位計画である「大洗町総合計画」をはじめ、健康・福祉分野等の個別計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

H27年	28年	29年	30年	H31/ R元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
第1期計画											
					第2期計画（本計画）						
										次期計画	

4 計画の対象・策定体制

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体です。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「大洗町子ども・子育て会議」において意見聴取や審議、進行管理を行っていきます。当会議は、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等から構成されています。

5 子ども・子育て支援新制度による取り組みの推進

(1) 子ども・子育て支援新制度について

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援新制度を踏まえた取り組みを推進していきます。子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれています。

子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度の給付は「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」を通じた「施設型給付」と、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つの事業に対する「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる13の事業が定められています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ・ 幼稚園
- ・ 保育所
- ・ 認定こども園

地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(学童保育)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（２）保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

認定区分は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
１号認定	教育標準時間認定	お子さんが満３歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上・保育認定	お子さんが満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満・保育認定	お子さんが満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

②認定基準

保育の必要性の認定（２号、３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間・居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動及び就学等、虐待やＤＶのおそれがあること、育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他、またそれらに類するものとして本町が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（最長１１時間） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（最長８時間）

6 第2期計画のポイント

(1) 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」において示され、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設の利用料を無償化するものです。令和元年5月10日に閣議決定され、同年10月1日より実施されました。

対象の施設	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	・ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化 ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円（注：国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円）まで無償化 ※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化 ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては無償化の対象 ※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯） ・ 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
幼稚園・認定こども園の預かり保育	・ 保育の必要性の認定を受けた場合、保育料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
認可外保育施設等	・ 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化 ※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定 ・ 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

（２）子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育）の受け皿拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する学童保育の待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子ども教室と学童保育の一体型の教室を全国で 1 万ヶ所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

（４）企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童解消加速化プラン」は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。